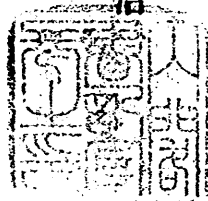


裏面白紙

書記官長
内閣閣印第三三六號

昭和十五年十月二十四日

内閣書記官長 富田健治



樞密院書記官長 堀江季雄殿

書記官

理事官

明治節奉祝實施要綱ニ關スル件

標記ノ件本日大官會議ニ於テ別紙ノ通決定致候條實施方可然御配意
相煩度



會計課長
廣人右記
會計課長 廣人 右記

内閣

明治節奉祀實施要綱

(昭和二年一月二四)
次官會議決定

一、趣旨

顧みて明治節を壽ぎ奉り 明治天皇の聖徳を仰ぎ鴻業を偲び奉ると共に皇運扶翼の奉公精神を國民各人の行動の基本とし以て臣道の實踐を期す

二、實施方法

(一) 當日午前九時を期し「國民奉祀の時間」を設定し各家庭其の他の場所に於て夫々宮城遙拜を行ふこと

此の爲同時刻には汽笛、サイレン、鐘等を用ひ適當なる周知方法を講ずること

尚ラチオは同時刻に「國民奉祀の時間」の放送を行ふこと

(二) 官公署、學校、各種團體、會社、銀行、工場等に於ては奉拜式又は奉祀式を行ひ特に本文趣旨の徹底を圖ること

(三) 市町村に在りては成るべく市町村民のため神社、學校、公會堂等適當なる場所に於て奉祀の方法を講じ本文趣旨の徹底を圖ること